

条例 1 案	条例 2 案
<p>(前文) 別紙</p>	<p>(前文) 別紙</p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、町の責務と町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚を図るために必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、町の責務と町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚を図るために必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。</p>
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 町民 町の区域内（以下「町内」という。）に居住、勤務、在学及び滞在する者をいう。 (2) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 町民 町の区域内（以下「町内」という。）に居住、勤務、在学及び滞在する者をいう。 (2) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p>
<p>(基本理念) 第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えに基づいて行わなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されることを基本として行わなければならない。</p>
<p>(町の責務) 第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）</p>	<p>(町の責務) 第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）</p>

にのっとり、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動にかかわる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画の策定にあたっては、あらかじめ第10条第1項に規定する四万十町人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び啓発の充実)

第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談及び支援体制の充実)

にのっとり、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動にかかわる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、関係機関等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談体制等の充実)

第9条 町は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第10条 町は、人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四万十町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 町は、あらゆる人権問題に的確に応じるため、相談体制等の充実に努めるものとする。

(審議会)

第10条 町は、人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四万十町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。